

主 文

本件再審査請求を却下する。

理 由

1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、当該審査請求は審査請求期間を徒過してされた不適法なものであるとして、平成○年○月○日付けをもってこれを却下したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

2 労災保険法第38条第1項においては、保険給付に関する決定（以下「原処分」という。）に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、当審査会に対して再審査請求をすることができるとされている。当該規定の趣旨とするところは、当審査会の本案に関する裁決、すなわち原処分の適否に関する裁決は、原則として、審査請求に対する労働者災害補償保険審査官の本案に関する決定を経て行われた再審査請求に対してのみ行われるべきであるという点にあると解されるので、労働者災害補償保険審査官により審査請求が適法要件を欠くとして却下されたものについては、当該判断が妥当である限り、当該審査請求を基礎とする再審査請求もまた適法要件を欠くものとして却下されるべきであると解するのが相当である。

本件の場合、審査官は、請求人の行った審査請求は不適法なものであるとしてこれを却下しているので、この点について以下検討する。

3 審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第8条第1項の規定により、審査請求人が原処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内（以下「請求期間」という。）にしなければならないこととされている。本件についてこの点をみると、次のとおり

である。

- (1) まず、請求人が本件処分のあったことを知った日についてみると、労働保険審査請求書（以下「請求書」という。）及び労働保険再審査請求書（以下「再審査請求書」という。）において原処分のあったことの知った年月日を、平成○年○月○日と記載している。また、請求人は、同年○月○日に労働基準監督署（以下「監督署」という。）において職員から本件処分について説明を受けている。
- (2) 監督署長は平成○年○月○日、請求人に対し、簡易書留郵便にて請求人の自宅に労働者災害補償保険給付不支給決定通知書（以下「不支給決定通知書」という。）を発送しているが、日本郵便株式会社の郵便追跡サービス期間を経過しており、請求人に到達した日は不明である。

上記の「原処分のあったことを知った日」とは、郵送による通知が請求人に到達した日であると解されるところ、請求人は、平成○年○月○日に監督署にて職員から本件処分について説明を受けていることに鑑みると、請求人は少なくとも同日には原処分があったことを知っていたものと判断することが相当である。

そうすると、本件処分に係る審査請求の請求期間は、その翌日から起算して60日目に当たる平成○年○月○日までとなる。請求期間の満了日（60日目）が土曜日、日曜日、その他祝祭日等の閉庁日に当たるときは、期間は閉庁日の翌日をもって満了となると解するのが相当であることから、本件請求期間の満了日は、同月○日となる。

- (3) しかるに、請求人が審査官に請求書を提出したのは、平成○年○月○日であり、本件審査請求は、法定の請求期間を徒過した後になされたものである。

- 4 ところで、労審法第8条第1項ただし書では、審査請求が請求期間を徒過してされた場合においても、審査請求人が正当な理由により請求期間内に審査請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りでないと定められている。そして、当該ただし書にいう「正当な理由」とは、天災その他客観的にみて一般にそのような理由があれば誰もが請求できなかったであろうことをうかがい知るに足りるものでなければならぬと解するのが相当である。

そこで、本件についてこれをみると、請求人は、平成○年○月○日付けの上申書において、要旨、「監督署の職員とのやり取りの中で『後続請求なので審査請求できないと思う。労働局に聞いてみたらどうか。』と言われ、『裁判で争うしかない』との結論になったと受けとめていたので、審査請求について特に確認することはせ

ず、裁判で争うかどうか検討することを優先した。結果的に裁判を進めようと思い弁護士に相談したところ、審査請求、再審査請求を経なければ裁判ができないことを知り、今回審査請求するに至った。」と述べている。

以上の事情からみて、請求人が主張する理由は、個人的な事情を述べているにすぎないものであり、誰もが請求できなかったであろうことをうかがい知る事情であるとは言い難く、上記の「正当な理由」について疎明し得るものとは認められない。

したがって、本件審査請求は、労審法第8条第1項の規定による請求期間を正当な理由なく徒過した不適法なものであり、これを却下した審査官の決定は妥当なものである。

- 5 以上のとおりであるから、本件再審査請求も、適法要件を欠く審査請求を基礎とする不適法なものであるため、労審法第50条において準用する同法第10条の規定により却下する。

よって主文のとおり裁決する。